

地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書【概要版】

1. 検討のポイント

神戸市の公の施設である地域福祉センターは、制度創設からまもなく40年を迎える。現在、地域課題の多様化や地域団体の高齢化・担い手不足、施設の老朽化が課題となっている現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討する。

2-1. 設立の経緯

- 市は、昭和60年度以降、地域福祉活動の拠点として1小学校区に1か所を目標に地域福祉センターの整備を進め、これを全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例を制定（平成2年4月施行）。令和4年10月現在、市内に194か所を設置（うち5か所は民間施設を利用）。
- 条例施行当時、超高齢化社会の到来、在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されており、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用。
- 今まで地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり地域住民のボランティアにより継続してきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産。



竜が台地域福祉センター（須磨区）

2-2. 取り巻く社会環境の変化

- 近年、介護保険事業の進展など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化。この間、地域福祉センターの在宅高齢者への福祉サービスの提供等の場としての役割は達成。
- 一方、神戸の地域社会では、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、地域のつながりの希薄化など、課題は多様化。地域福祉センターは今後、地域課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用されうる。
- 特に、ヒアリング(※) や神戸市ネットモニターへのアンケートによると、地域福祉センターを「人と人とのふれあう場」もしくは「地域の人のつながる場」との提案。さらに、近隣に図書コーナーや自習室・コワーキングスペース等の機能を希望する方も多い。
- NPOや大学、学生など、地域活動の新たな担い手も登場しており、ふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることに期待。

2-3. 地域福祉センターの機能と今後の可能性

- 取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくるため、今後、地域福祉センターの設置趣旨を発展させるべき。



「地域活動の促進・ 地域社会の課題解決に寄与する施設」

- 公の施設である地域福祉センターが誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待。

※ヒアリング調査の実施概要

期間：令和4年7月13日～10月4日

出席者：当検討委員会委員、神戸市企画調整局参画推進課
(対象)

- ・ふれあいのまちづくり協議会 11団体
- ・NPO法人（こども食堂、居場所づくり、外国人支援等） 4団体
- ・企業（親子の居場所づくり、スタートアップ） 4社
- ・神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

ボランティアの最初の一歩を踏み出せる

幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生・高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用。様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出。活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与する。

多世代交流ができる、居場所を見つける

住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点。子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けても活用を促進。地域における多世代交流の実現、課題を抱える人にとって居場所が見つかる、といった効果を期待。

くつろげる・楽しめる・学べる・働く

地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースを提供。個人が地域内の公共の場に顔を出す機会を増やし、近隣のつながりをつくる。また、Wi-Fiを活用した様々な用途での利用を可能とすることや、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たすこと、地域内で雇用を生み出す場とすることも検討。

4. 今後の活用に向けた方向性

施設利用に関する共通のルール整備

- 多様な主体の地域活動の場として活用するため、申込受付方法、開館日時、利用料金等、適切なルールを定め分かりやすく公開。
- 公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける。

施設管理・運営に関する制度の改善

- 施設管理業務にかかる負担軽減のため、ボランティア確保の工夫や業務見直し、複数団体での管理分担、電子錠活用の支援。
- 料金収入による収益確保、インターネット上で広く寄付を募る仕組みの活用検討。市もボランティアに頼る現在の指定管理料が十分か、ふるさと納税制度の活用など必要な財源確保。
- 全市的な範囲で成功事例等の情報交換・共有の仕組み構築。
- 管理運営状況や地域の意向を踏まえ、NPOや企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離した指定管理者の選定。

施設名称・設置基準の更新

- 地域福祉＝高齢者福祉のイメージが固定化。今後の活用促進に向けては、新たな施設名称を付与する必要がある。
- 市内には市所有施設や民間施設、空き家も多数存在。近隣施設との役割分担による機能特化や、地域や企業等への施設の移管又は貸借等。
- 老朽化に伴う建替コストを想定し、設置基準のあり方を検討。

条例改正・コーディネート

- 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記し、役割や位置づけを見直すべき。ただ、条例で規定する範囲は地域の自主管理で運営してきたという特性を踏まえる必要がある。
- 市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共にコーディネート機能を発揮。市・区の地域への関わり方を再構築。